久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月６日

久喜市長　青木 信敬

久喜市条例第３５号

久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例

久喜市立体育施設条例（平成２２年久喜市条例第１０４号）の一部を次のように改正する。

第２条の表菖蒲温水プールの項及び鷲宮温水プールの項を削る。

第１２条第１項中「から別表第４まで」を「又は別表第３」に改め、同条第２項及び第３項を削る。

第１５条第２項中「、第９条及び第１２条」を「及び第９条」に、「、第９条並びに第１２条第２項」を「並びに第９条」に改め、「又は「市」」を削る。

第１６条第２項中「から別表第４まで」を「又は別表第３」に改める。

別表第１菖蒲温水プールの項及び鷲宮温水プールの項を削る。

別表第２を削り、別表第３を別表第２とし、別表第４を別表第３とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。